改　正　後

通信日付印	年　月　日			索引番号
	・　・			

平成　　年分の所得税の　　申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

提出用

住所（又は事業所・事務所・居所など）		フリガナ 氏名	

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この付表は、租税特別措置法第41条の15（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前３年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前２年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

いずれか当てはまるものを◯で囲んでください。　→　（事業所得用・雑所得用）

1　先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円

→ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額を転記してください。

2　翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A年（3年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（①と②のいずれか低い方の金額）	③	（赤字のときは0）
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（①－③）	④	
B年（2年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（④と⑤のいずれか低い方の金額）	⑥	（赤字のときは0）
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑤－⑥）	⑦	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（④－⑥）	⑧	
C年（前年）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）	⑩	（赤字のときは0）
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑨－⑩）	⑪	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（⑧－⑩）	⑫	

→ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑦の金額を転記してください。

→ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑪の金額を転記してください。

→ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の①が赤字の場合に、前年の㉒の金額を転記してください。

→ 前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※　雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。
詳しくは、税務署（所得税担当）におたずねください。

3　翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A年（3年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫と(⑬－⑭)のいずれか低い方の金額）	⑮	（赤字のときは0）※
B年（2年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫－⑮）と（⑯－⑰）のいずれか低い方の金額）	⑱	（赤字のときは0）※
C年（前年）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫－⑮－⑱）と（⑲－⑳）のいずれか低い方の金額）	㉑	（赤字のときは0）※

→ 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

→ 前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のＦの㊹）に転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊺）に転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊸（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊸（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。
また、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷及び「その他」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のＦの㊹及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊺）に「0」を書いてください。

○　次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫－⑮－⑱－㉑）		㉒	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合（0の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	㉓ 円
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－㉒）	㉔
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	㉕
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋㉒）	㉖

※　先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、平成15年１月１日以後に行う商品先物取引の差金等決済に係る損失の金額、平成16年１月１日以後に行う有価証券先物取引等の差金等決済に係る損失の金額及び平成17年７月１日以後に行う金融先物取引の差金等決済に係る損失の金額について適用されます。

改　正　前

通信日付印	年　月　日			索引番号
	・　・			

平成　　年分の所得税の　　申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

提出用

住所（又は事業所・事務所・居所など）		フリガナ 氏名	

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この付表は、租税特別措置法第41条の15（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前３年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前２年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

いずれか当てはまるものを◯で囲んでください。　→　（事業所得用・雑所得用）

1　先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円

→ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額を転記してください。

2　翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A年（3年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（①と②のいずれか低い方の金額）	③	（赤字のときは0）
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（①－③）	④	
B年（2年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（④と⑤のいずれか低い方の金額）	⑥	（赤字のときは0）
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑤－⑥）	⑦	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（④－⑥）	⑧	
C年（前年）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）	⑩	（赤字のときは0）
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑨－⑩）	⑪	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（⑧－⑩）	⑫	

→ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑦の金額を転記してください。

→ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑪の金額を転記してください。

→ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の①が赤字の場合に、前年の㉒の金額を転記してください。

→ 前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※　雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。
詳しくは、税務署（所得税担当）におたずねください。

3　翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A年（3年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫と(⑬－⑭)のいずれか低い方の金額）	⑮	（赤字のときは0）※
B年（2年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫－⑮）と（⑯－⑰）のいずれか低い方の金額）	⑱	（赤字のときは0）※
C年（前年）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫－⑮－⑱）と（⑲－⑳）のいずれか低い方の金額）	㉑	（赤字のときは0）※

→ 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

→ 前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のＦの㊹）に転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊺）に転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊸（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。

→ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊸（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。
また、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷及び「その他」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のＦの㊹及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊺）に「0」を書いてください。

○　次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫－⑮－⑱－㉑）		㉒	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合（0の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	㉓ 円
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－㉒）	㉔
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	㉕
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋㉒）	㉖

※　先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、平成15年１月１日以後に行う商品先物取引の差金等決済に係る損失の金額及び平成16年１月１日以後に行う有価証券先物取引等の差金等決済に係る損失の金額について適用されます。

事務提要新旧表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）